

●投票所までの送迎（選挙当日）

三度区・倉ノ谷区につきまして、選挙投票日には、投票所までの移動が困難な方の為、下記の行程で無料送迎します。

送迎をご利用される方は、三度・倉ノ谷のバス停へお集まりください。



三度 ⇄ 赤ノ江 区間（第10投票区）

- 三度発 9:00 → ●赤ノ江着 9:15 → 【投票】 → ●赤ノ江発 9:45 ⇒ ●三度着 10:00
- 三度発 14:00 → ●赤ノ江着 14:15 → 【投票】 → ●赤ノ江発 14:45 ⇒ ●三度着 15:00

倉ノ谷 ⇄ 宇賀 区間（第1投票区）

- 倉ノ谷発 11:00 → ●宇賀着 11:05 → 【投票】 → ●宇賀発 11:35 ⇒ ●倉ノ谷着 11:40
- 倉ノ谷発 16:00 → ●宇賀着 16:05 → 【投票】 → ●宇賀発 16:35 ⇒ ●倉ノ谷着 16:40

●期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事で投票所に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。

期日前投票所は、以下のとおりです。

| 期日前投票所 | 投票期間 | 投票時間 |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 西ノ島町役場 第1会議室 | 1月23日(水)～1月26日(土) | 午前8時30分から午後8時 |
| 三度も一も一館(三度) | 1月25日(金) | 午前9時30分から午前11時30分 |
| 高齢者活性化センター(倉ノ谷) | 1月25日(金) | 午後1時30分から午後3時30分 |

※三度も一も一館は、第10投票区(赤ノ江・三度)に住所のある方が、
高齢者活性化センターは、第1投票区(宇賀・倉ノ谷)に住所のある方が対象となります。

注 意

1. 投票日に投票する投票所では、この入場券を名簿対象者に提示して、投票用紙を受け取ってください。
2. この入場券は、本人以外の方が使用してはいけません。
3. 投票の当日までには投票資格が無くなった方は、この入場券が書いても投票できません。

●投票日に仕事の場合や、旅行などで投票所へ行けない方は、投票日前日までに期日前投票または不在者投票をしておきましょう。以下の宣誓書をあらかじめご記入していただきます。受付が早く済みます。

期日前投票宣誓書 平成 年 月 日

私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

氏名(自署) _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

現住所 _____

期日前事由 ※該当するいずれかの□に1印を記載してください。

仕事等 [在来、選挙、選挙事務の役員、本人又は選挙の関係者、その他]

旅行等 [投票区域外に] 外出・旅行・滞在

病気等 疾病・負傷・身体障害等のため歩行が困難

住所移動 [住所移動のため、本町以外に居住]

西ノ島町選挙管理委員会
電話 08514-6-0101

西ノ島町選挙管理委員会
印

入場券(裏面)

期日前投票をされる方へ

郵送する入場券の裏に「期日前投票宣誓書」欄を設けています。
期日前投票をされる方は予め期日前宣誓書をご記入いただくことで投票がスムーズに行えます。

1月27日(日)は 西ノ島町長選挙の投票日です！

●投票ができる方

この選挙で投票できる方は、次の要件を満たす方です。

1. 平成31年1月27日(日)現在で **18歳以上**の方
2. 西ノ島町に住所があり、引き続き3ヶ月以上住民登録されている方

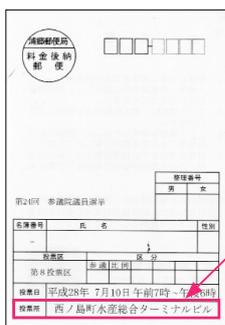


●投票日時

平成31年1月27日(日) 午前7時から午後6時まで

●投票場所

| 投票区 | 投票施設 | 行政区 | 投票区 | 投票施設 | 行政区 |
|-------|--------------|--------|--------|-----------------|--------|
| 第1投票区 | 宇賀交流施設 | 宇賀・倉ノ谷 | 第7投票区 | 船越公会堂 | 船越・小向 |
| 第2投票区 | 物井公会堂 | 物井 | 第8投票区 | 西ノ島町水産総合ターミナルビル | 浦郷 |
| 第3投票区 | 別府至誠館 | 別府・美田尻 | 第9投票区 | 由良集会所 | 浦郷 |
| 第4投票区 | 大山地区介護予防センター | 大山 | 第10投票区 | 赤ノ江地区介護予防センター | 赤ノ江・三度 |
| 第5投票区 | 波止集会所 | 波止 | 第11投票区 | 中央公民館珍崎分館 | 珍崎 |
| 第6投票区 | 大津集会所 | 大津・市部 | | | |



※あなたの投票所は、郵送しております入場券に記載してあります。
また、投票所に入場券をお忘れになった方でも、本人であること
の確認がされれば投票することができます。

●不在者投票

次の方は1月23日(水)から1月26日(土)までの期間中に不在者投票ができます。

- 仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方
(事前に手続きが必要です。)
- 不在者投票が出来る施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院又は入所している方
- 身体障害者手帳又は戦疾病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、
介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)
※郵便等による不在者投票を行う方は、予め選挙管理委員会まで郵便投票証明書の交付を申請してください。
※不在者投票のための投票用紙等の発送は1月20日(日)からとなります。